

# お知らせ

従業員の皆様へ

防衛省地方協力局労務管理課

- 給与の見直し(格差給等の廃止等)は次のとおり在日米軍と労務提供契約の改正を了したのでお知らせします。

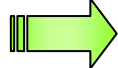
- 格差給
- 語学手当
- 枠外昇給制度
- 退職手当

廃止

国家公務員の内容  
に準じて改正

2008年3月31日  
から引き続き在籍  
する従業員には**激  
変緩和措置**あり

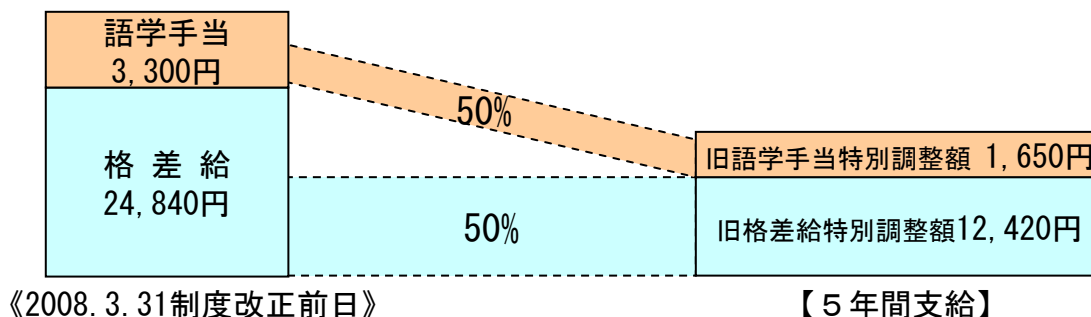
2008年4月1日から



在籍者に対する激変緩和措置

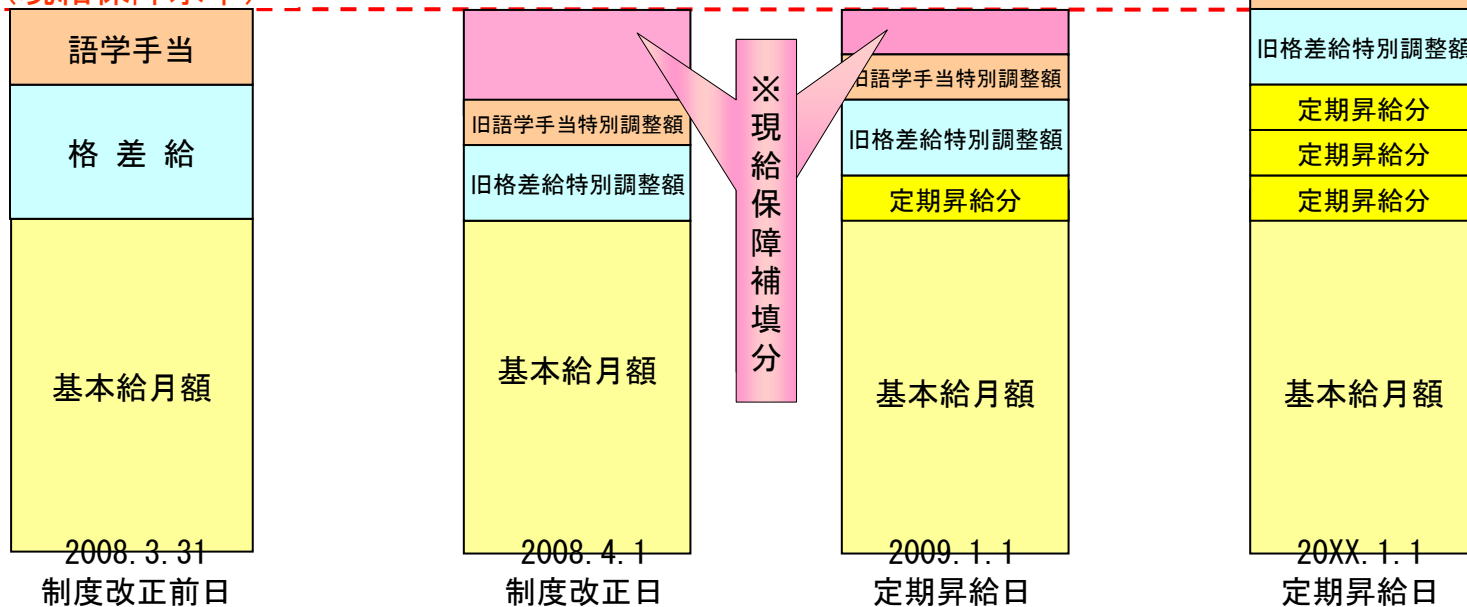
長期に亘り存続し、在籍者の生活給となり、生活設計の一部ともなっていることを考慮し、激変緩和措置をとる

① 受けていた格差給及び語学手当の2分の1を5年間支給し、生活設計に配慮。5年後に見直し。

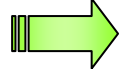


② 制度改正前日に受けている基本給、格差給及び語学手当の合計額を保障（基本給月額及び①の合計額がこれを超えるまでの間）

(現給保障水準)



※ 現給保障水準に達しない部分の補填分をいう。



国家公務員においては、平. 18. 4. 1. 廃止されたことに鑑み、廃止。

① 制度改正日前日に枠外の基本給を支給されている者は、現給保障。

② 従業員の勤務の特殊性を考慮し、

a 基本給表1の3等級に2基幹号俸を増設

b 軍の組織改編等により低い等級へ変更される等により基本給月額が、変更後の等級の最高号俸を超える場合は、現給保障。

### 3. 退職手当

退職手当については、国家公務員の退職手当に準じた内容に改正を行った。

項目	内 容
基礎額	基本給月額
計算式	<b>基本額＋調整額</b>
基本額	(基本給月額×退職理由別・勤務期間別支給率) の合計額
基本額の特例	<p><b>《定年前早期退職特例措置》</b> 定年前10年以内に勤続25年以上の従業員が特例解雇等により退職した場合、定年前の残年数1年につき退職日の基本給月額を2%割増して基本額を算定</p>
	<p><b>《基本給月額が減額された場合の特例》</b> 基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定以外の理由（低い等級への変更、異なる基本給表への変更等）によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、特定減額前基本給月額（当該理由による減額がなかったものとした場合の基本給月額のうち最も多いもの）が退職日基本給月額よりも多いときは、以下の退職手当の基本額の計算方法の特例を適用。</p>
	<p><b>《計算方法》</b> (特定減額前基本給月額) × (減額日前日までの勤続期間に応じた支給率) + (退職日基本給月額) × (退職日までの勤務期間に応じた支給率) - (減額日前日までの勤務期間に応じた支給率)</p> <p>(注1) 基礎在職期間は、退職手当の支給の基礎とすべき採用から退職までの期間を示す。</p> <p>(注2) 定年前早期退職特例措置の対象者は、「特定減額前基本給月額」と「退職日基本給月額」の両方が割増の対象となる。</p>

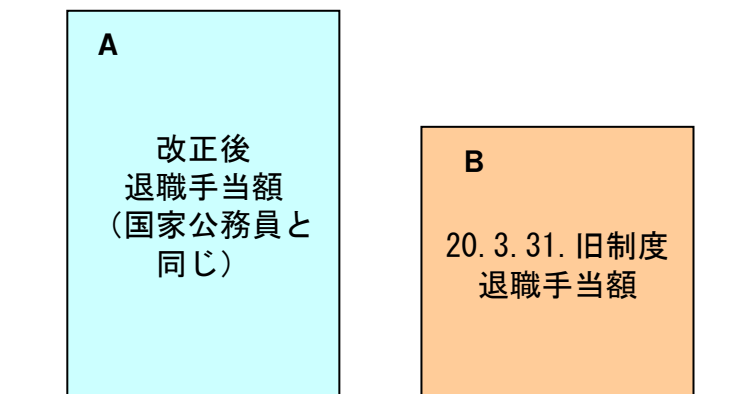
項目	内 容																																															
調整額	<p>基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた従業員の区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定める額（以下「調整月額」という。）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額</p>																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本給表 区分</th> <th>基本給表1 (等級)</th> <th>基本給表2 (等級)</th> <th>基本給表3 (等級)</th> <th>基本給表5 (等級)</th> <th>基本給表6 (等級)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区分 50,000円</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第2号区分 41,700円</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第3号区分 33,350円</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第4号区分 25,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>第5号区分 20,850円</td> <td>7</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第6号区分 16,700円</td> <td>6, 5</td> <td>10, 9, 8, 7, 6</td> <td>7, 6</td> <td>4</td> <td>3, 2</td> </tr> <tr> <td>第7号区分 0</td> <td>4, 3, 2, 1</td> <td>8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1</td> <td>5, 4, 3, 2, 1</td> <td>3, 2, 1</td> <td>2, 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 第6号区分の調整月額の勘案は、勤続25年以上退職者の場合に限る。</p> <p>(注2) 勤続9年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。</p> <p>〔計算例〕 基本給表1の8等級24月、7等級36月が対象の60月となる退職者の場合 33,350円×24月+20,850円×36月=1,551,400円 がその者の退職手当調整額となる。</p>	基本給表 区分	基本給表1 (等級)	基本給表2 (等級)	基本給表3 (等級)	基本給表5 (等級)	基本給表6 (等級)	第1号区分 50,000円	10	—	—	—	—	第2号区分 41,700円	9	—	—	—	—	第3号区分 33,350円	8	—	—	—	—	第4号区分 25,000円	—	—	—	—	4	第5号区分 20,850円	7	—	—	—	—	第6号区分 16,700円	6, 5	10, 9, 8, 7, 6	7, 6	4	3, 2	第7号区分 0	4, 3, 2, 1	8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1	5, 4, 3, 2, 1	3, 2, 1
基本給表 区分	基本給表1 (等級)	基本給表2 (等級)	基本給表3 (等級)	基本給表5 (等級)	基本給表6 (等級)																																											
第1号区分 50,000円	10	—	—	—	—																																											
第2号区分 41,700円	9	—	—	—	—																																											
第3号区分 33,350円	8	—	—	—	—																																											
第4号区分 25,000円	—	—	—	—	4																																											
第5号区分 20,850円	7	—	—	—	—																																											
第6号区分 16,700円	6, 5	10, 9, 8, 7, 6	7, 6	4	3, 2																																											
第7号区分 0	4, 3, 2, 1	8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1	5, 4, 3, 2, 1	3, 2, 1	2, 1																																											

# 在籍者に対する激変緩和措置

退職後の生活設計に配慮し、以下のうちいずれか多い額を支給する。なお、定年退職及び人員整理については5年後に見直し。

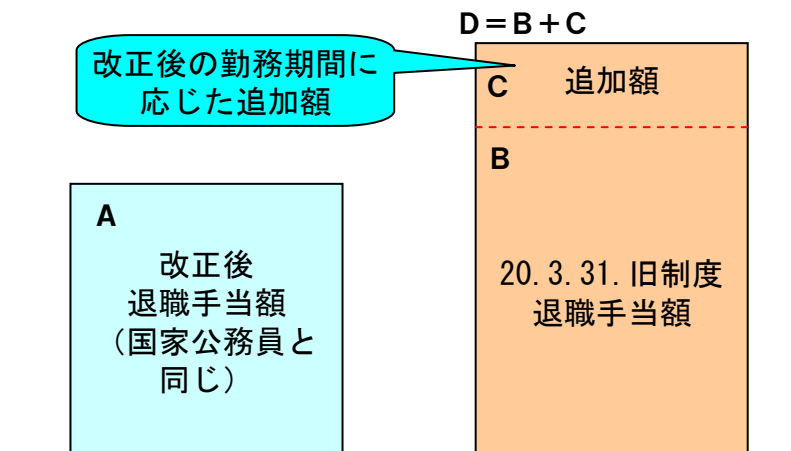
## 辞職

いずれか多い方を支給  
 $A > B$



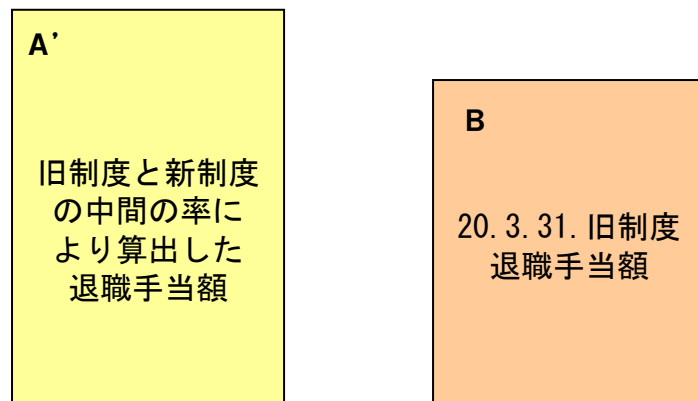
## 定年退職

いずれか多い方を支給  
 $A < D$



## 人員整理

いずれか多い方を支給  
 $A' > B$



(問い合わせ先)

防衛省地方協力局労務管理課  
給与厚生室 給与第一係  
電話 03-5227-2443

防衛省中国四国防衛局 (労務対策)  
電話 082-223-7216  
防衛省中国四国防衛局岩国防衛事務所  
電話 0827-21-6195